

# 枚方京田辺環境施設組合個人情報の保護に関する規則

令和5年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)、及び枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例(令和5年枚方京田辺環境施設組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し実施機関(議会を除く。)が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(保護管理者)

第2条 事務局に個人情報保護管理者を1人置くこととし、枚方京田辺環境施設組合組織規則(平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第1号)第3条第1項に規定する事務局長をもって充てる。

(個人情報ファイル保有届出書)

第3条 条例第5条第2項に規定する届出は、個人情報ファイル保有届出書(別記様式第1号)により行う。

(個人情報ファイル簿)

第4条 法第75条第1項の規定により作成し、及び公表する帳簿は、個人情報ファイル簿(別記様式第2号)とする。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(別記様式第3号)とする。

(開示請求の意思確認)

第6条 条例第6条第3項において規定する規則で定める場合は、本人の任意代理人であることを示す書類として提出された委任状に委任者本人の押印があり、かつ、当該押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付された場合をいう。

2 条例第6条第3項の規定による本人の意思確認は、任意代理人による保有

個人情報の開示請求に係る本人意思確認について（別記様式第4号）及び任意代理人による保有個人情報の開示請求に係る本人意思確認書（別記様式第5号）により行う。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行う。

（1） 保有個人情報の全部を開示する決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第6号）

（2） 保有個人情報の一部を開示する決定 保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第7号）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（別記様式第8号）により行う。

3 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期間の延長通知書（別記様式第9号）により行う。

4 法第84条の規定による通知は、保有個人情報の開示決定の期限の特例規定の適用通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

5 法第86条第1項の規定による第三者への意見書を提出する機会の付与は、保有個人情報の開示に係る意見照会について（任意的意見聴取）（別記様式第11号）により、同条第2項の規定による第三者への意見書を提出する機会の付与は、保有個人情報の開示に係る意見照会について（別記様式第12号）により行う。

6 前項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第13号）により行う。

7 法第86条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（別記様式第14号）により行う。

（閲覧の中止等）

第8条 法第87条第1項に場合において、保有個人情報を閲覧する者が、当該保有個人情報が記録された媒体を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該閲覧を中止させ、若しくは禁止することができるものとする。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第9条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製した物（以下この条において「複製物」という。）を組合事務局が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複製物の交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、電磁的記録を事務局が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(写しの交付及び送付に伴い負担するべき費用)

第10条 条例第13条第1項に規定する規則で定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、現金、郵便切手又は納付書で納付する方法によるものとする。

3 第1項に規定する費用は、前納しなければならない。

(費用の減額又は免除)

第11条 条例第13条第2項の規定により、個人情報の写しの作成に要する費用（送付に要する額を除く。）を免除し、又は減額することができるときは、次の各号に掲げるときとし、その費用の減額又は免除の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 写しの交付により個人情報の開示を受ける者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき 全額

(2) その他管理者が特に必要があると認めるとき 管理者が認める額

2 個人情報の写しの作成に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、写しの作成に要する費用の減免申請書（別記様式第15号）を実施機関の長に提出しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第12条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（別

記様式第16号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第17号)により行う。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(別記様式第18号)により行う。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期間延長通知書(別記様式第19号)により行う。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用通知書(別記様式第20号)により行う。

(提供先への保有個人情報訂正通知書)

第14条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(別記様式第21号)により行う。

(保有個人情報利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第22号)とする。

(保有個人情報の利用停止決定通知書等)

第16条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第23号)により行う。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別記様式第24号)により行う。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期間延長通知書(別記様式第25号)により行う。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定の期限の特例規定の適用通知書(別記様式第26号)により行う。

(是正の申出の際の実施機関の定める事項)

第17条 条例第11条第1項第4号に規定する実施機関の定める事項は、申出年月日及び電話番号並びに申出者が条例第10条第2項の法定代理人又は任意代理人である場合にあっては、当該申出に係る委任状、当該本人の氏名及び住所又は居所とする。

(保有個人情報取扱是正申出処理結果通知書)

第18条 条例第12条第1項の規定による通知は、保有個人情報ファイルの取扱是正申出処理結果通知書（別記様式第27号）により行う。

(諮問をした場合の通知)

第19条 法第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定による同項に掲げる者に対する通知は、審査請求諮問通知書（別記様式第28号）とする。

(採決に基づく開示に係る通知)

第20条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、審査請求に対する採決に基づく個人情報開示決定通知書（別記様式第29号）によるものとする。

(運用状況の公表方法)

第21条 条例第16条に規定する条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法その他管理者が定める方法により行うものとする。

- (1) 個人情報の開示等の請求件数
- (2) 個人情報の開示等に係る処理状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第6号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例施行規則に定められていた様式（様式第4号及び様式第15号に限る。）による保有個人情報の開示、訂正の請求については、所要の調整をして、枚方京田辺環境施設組合個人情報の保護に関する規則に定める様式

(別記様式第3号及び別記様式第16号に限る。)による請求がされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例施行規則による個人情報取扱事務登録簿に登録された事務については、条例第5条第2項に規定する届出を要しない。

別表（第10条関係）

作成区分等	金額
白黒複写(日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に限る。)	片面1枚につき 10円
カラー複写(日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に限る。)	片面1枚につき 50円
その他の方法により作成するもの	作成に要した実費相当額
送付に要する費用	郵送料相当額
写しの交付及び送付に伴い負担すべき費用を納付書で納付する場合	納付書1通につき 10円

様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル保有届出書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出実施機関の名称・者			
開始・変更・廃止年月日	年 月 日 (開始・内容変更・廃止)		
個人情報ファイルの名称			
利用目的			
記録される個人の範囲			
記録項目	(基本的事項) <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄	(家庭生活) <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/>	(心身の状況) <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>
	(社会生活) <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/>	(資産・収入等) <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/>	(その他) <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分・門地 <input type="checkbox"/> 犯罪により被害を被った事実 <input type="checkbox"/>
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断、検査の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた治療、投薬 <input type="checkbox"/> 本人を被疑者又は被告人とする刑事事件手続き <input type="checkbox"/> 本人を対象とする少年の保護事件に関する手続き		

記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有 [提供先の名称等]
ファイルの別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号) 電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル <input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)
この個人情報ファイルを用いて作成される主な公文書又は生成される情報	
この個人情報ファイルを用いて公文書の作成又は情報を生成するためにする事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 [委託内容]
備考	



個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
利用目的		
記録される個人の範囲		
記録項目		
記録情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 本人以外から	[本人以外から収集する場合の方法] 他の実施機関 ( ) 構成市の実施機関 ( ) その他 ( )
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 有	
記録情報を当該実施機関以外の者に提供する場合はその提供先	<input type="checkbox"/> 有 [提供先の名称等]	
ファイルの別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続き等		
開示、訂正等の請求を受理する組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名 :

住所又は居所 :

電 話 番 号 :

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報	(請求する保有個人情報を特定できるよう具体的に記載してください。)	
開示の方法	1 閲覧                      2 写しの交付 (事務局で交付) 3 写しの送付 (郵送)	
※本人以外の請求の場合 (代理人による請求の場合に記載)	本人の状況等	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
本人確認	請求の際は、裏面の説明を参考にして、請求に係る保有個人情報の本人であること (代理人による請求の場合は、本人の代理人であることを示す書類) を示し、又は提出してください。	

※事務局記入欄

請求者本人の確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人の確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人の提出書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(説 明)

「氏名」、「住所又は居所」

ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知書等を送付することになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

「本人確認書類等」

(1) 来庁による開示請求の場合

本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類の写しと併せて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写物による提出は認められません。）を提出してください。

なお、個人番号カードの写しを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

法定代理人が開示請求する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写物による提出は認められません。）を提出してください。

任意代理人が開示請求する場合には、委任状その他資格を証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写物による提出は認められません。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印したうえで印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。又は②委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、①の印鑑登録証明書が添付されていない場合は、本人の開示請求の意思を確認するため、後日市から本人に対して確認書を送付し、本人から当該確認書を返送していただくこととしています。

文 書 番 号  
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



任意代理人による保有個人情報の開示請求に係る本人意思確認について (通知)

個人情報の保護に関する法律第76条第2項の規定により、次のとおりあなたの任意代理人から保有個人情報の開示請求がありました。

本組合では、開示請求の際に枚方京田辺環境施設組合個人情報保護に関する規則第6条第1項の規定による添付書類が添付されていない場合は、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の本人に対して保有個人情報の開示請求の意思を確認する制度を設けています。

つきましては、内容をご確認のうえ、同封の「保有個人情報の開示請求に係る本人意思確認書」(様式第6号)を下記の期日までのご提出いただきますようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求のあった年月日	年 月 日
任意代理人の氏名	
確認書の提出期限	年 月 日
提出先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様式第5号 (第6条関係)

任意代理人による保有個人情報の開示請求に係る本人意思確認書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名 : \_\_\_\_\_

住所又は居所 : \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

年 月 日付け、文書番号で通知のあった保有個人情報の開示請求に係る本人意思確認について、次のとおり提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
意思確認	1 開示請求する意思がある
	2 開示請求する意思はない

(備考) 1 太枠線内の「意思確認」欄の該当する番号に○印を付けてください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
開示の日時	
開示の場所	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(備 考)

- (1) 開示の方法を閲覧又は写しの交付を選択された場合は、開示を受ける当日、この通知書を提示してください。
- (2) 開示の際には、開示請求者本人（又は代理人）であることを確認できる運転免許証、個人番号カード等を提示し、又はその写しを提出してください。
- (3) 開示の方法を写しの送付を選択された場合は、お知らせする費用を納付してください。
- (4) 上記の開示の日時来庁できないときは、事前にご連絡ください。
- (5) 写しの交付を希望される場合は、所定のコピー代等をご負担いただきます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない部分及びその理由	(開示しない範囲)
	(理由・説明)
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
開示の日時	
開示の場所	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(備 考)

- (1) 開示の方法を閲覧又は写しの交付を選択された場合は、開示を受ける当日、この通知書を提示してください。
- (2) 開示の際には、開示請求者本人（又は代理人）であることを確認できる運転免許証、個人番号カード等を提示し、又はその写しを提出してください。
- (3) 開示の方法を写しの送付を選択された場合は、お知らせする費用を納付してください。
- (4) 上記の開示の日時来庁できないときは、事前にご連絡ください。
- (5) 写しの交付を希望される場合は、所定のコピー代をご負担いただきます。 (裏面へ)



(教示)

- 1 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	1 不開示    2 不存在    3 存否不回答 4 その他 ( )
	(理由・説明) 個人情報の保護に関する法律第 条第 項第 号に該当
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として (訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります) 処分の取消しの訴えを提起することができます。 (なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号  
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
条例第6条第1項の規定による決定期限	年 月 日
法第83条第2項の規定により延長する期間	日間 ( 年 月 日まで)
延長の理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日（ ）までに可能な部分については、開示決定等を行い、残りの部分については次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の開示決定等に係る意見照会について（任意的意見聴取）

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、 に関する情報が含まれている保有個人情報を開示請求者に対して開示するかどうかの決定を行うに当たり参考とするため、同法第86条第1項の規定によりご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（様式第13号）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

また、開示請求に対する開示等の決定は、あなたのご意見や開示の公共性等を総合的に判断して行いますので、あなたの意に反して開示等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求のあった年月日	年 月 日
上記保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
提出期限	年 月 日
提出先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	この照会は、保有個人情報の開示請求について、あなたを含む保有個人情報の開示が請求されたため、法律の規定により、あなたの意見をお伺いするものです。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の開示決定等に係る意見照会について（義務的意見聴取）

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、に関する情報が含まれている保有個人情報を開示請求者に対して開示するかどうかの決定を行うに当たり参考とするため、同法第86条第2項の規定によりご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（様式第13号）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

また、開示請求に対する開示等の決定は、あなたのご意見や開示の公共性等を総合的に判断して行いますので、あなたの意に反して開示等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求のあった年月日	年 月 日
法第86条第2項の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
上記保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
提出期限	年 月 日
提出先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	この照会は、保有個人情報の開示請求について、あなたを含む保有個人情報の開示が請求されたため、法律の規定により、あなたの意見を求めるものです。

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名： \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所： \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その主たる事業所の所在地)

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

年 月 日付け、枚京環第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
上記に含まれている の情報	
意見	1 開示してよい
	2 開示請求されると支障がある (支障がある部分)  (支障の具体的理由)

(備考) 意見欄の該当する番号に○印を付けてください。「2 開示されると支障がある。」に○印を付けたときは、支障がある部分、理由を具体的に記入してください。(書ききれないときは別紙に記入頂いて構いません)

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の開示決定に係る通知書

さきにご意見をお聴きしました に関する情報が含まれている個人情報  
の開示請求につきましては、次のとおり決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項及び枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第6条第4項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
上記保有個人情報に含まれている の 情報	
決定の内容	1 全部開示    2 一部開示    3 不開示
決定の理由	
開示決定日	年 月 日 ( )
開示実施日 (予定)	年 月 日 ( )
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者を被告として(訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



写しの作成に要する費用の減免申請書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名 :

住所又は居所 :

電 話 番 号 :

次のとおり、個人情報の写しの作成に要する費用の減免を申請します。

写しの作成に係る個人情報 の名称又は内容	
写しの作成に係る個人情報 の開示決定日	年 月 日 第 号
減免を受けようとする理 由	1 生活保護法に規定する被保護者であるため 2 その他 (具体的な理由)

(備考) 減免の理由を証明する書類を添付してください。

申請時に、写しの作成に係る個人情報の開示決定を受けている場合は、写しの作成に係る個人情報の名称又は内容の欄について記入の必要はありません。

「2その他」の理由により減免を申請された場合は、適否判断のため、開示、非開示の決定とは別に日数を頂くことがあります。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名 :

住所又は居所 :

電 話 番 号 :

個人情報の保護に関する法律第91条第1項及び枚方京田辺環境施設組合個人情報保護  
 条例第8条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正を請求する保有個人情報 の名称又は内容	(請求する保有個人情報を特定できるよう具体的に記載してください。)	
訂正請求の趣旨及び理由		
本人以外の請求の場合 (代理人による請求の場 合に記載)	本人の状況等	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は 居所	
本人確認	請求の際は、裏面の説明を参考にして、請求に係る保有個人情報の 本人であること(代理人による請求の場合は、本人の代理人で あることを示す書類)を示し、又は提出してください。	

※事務局記入欄

請求者本人の確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他( )
法定代理人の確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
任意代理人の提出書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(説 明)

「氏名」、「住所又は居所」

ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知書等を送付することになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

「請求の趣旨及び理由」

- (1) 請求の趣旨 どのような訂正を求めるかについて、簡潔に記載してください。
- (2) 請求の理由 請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し本請求書に添付してください。

「本人確認書類等」

- (1) 来庁による請求の場合 本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

- (2) 送付による請求の場合 保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類の写しと併せて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。

なお、個人番号カードの写しを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

- (3) 代理人による開示請求の場合 法定代理人が開示請求する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。

任意代理人が開示請求する場合には、委任状その他資格を証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。委任状については、①委任者の実印により押印したうえで印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を添付する。又は②委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正する保有個人情報の範囲及び理由	(訂正する範囲)
	(理由・説明)
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しない旨の決定をしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしないこととした理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- 1 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報開示訂正決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
法第94条第1項の規定による決定期限	年 月 日
法第94条第2項の規定により延長する期間	日間 ( 年 月 日まで)
延長の理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報訂正通知書

御庁に提供した次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求があった保有個人情報の名称又は内容	
訂正請求があった保有個人情報のうち、訂正請求者を特定するための情報	氏名・住所等
請求の趣旨	
訂正した内容・理由	
訂正決定した年月日	年 月 日
問い合わせ先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	





保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名：

住所又は居所：

電 話 番 号：

個人情報の保護に関する法律第99条第1項及び枚方京田辺環境施設組合個人情報保護  
 条例第8条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止を請求する保有 個人情報の名称又は内容	(請求する保有個人情報を特定できるよう具体的に記載してください。)	
利用停止請求の趣旨及び 理由	1 利用の停止 2 消去 3 提供の停止	
本人以外の請求の場合 (代理人による請求の場 合に記載)	本人の状況等	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は 居所	
本人確認	請求の際は、裏面の説明を参考にして、請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による請求の場合は、本人の代理人であることを示す書類)を示し、又は提出してください。	

※事務局記入欄

請求者本人の確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他( )
法定代理人の確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
任意代理人の提出書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(説 明)

「氏名」、「住所又は居所」

ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知書等を送付することになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

「利用停止請求の趣旨及び理由」

- (1) 請求の趣旨 該当する請求の趣旨の番号に○を付けてください。
- (2) 請求の理由 請求の理由として、裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し本請求書に添付してください。

「本人確認書類等」

- (1) 来庁による請求の場合 本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。
- (2) 送付による請求の場合 保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類の写しと併せて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。

なお、個人番号カードの写しを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

- (3) 代理人による請求の場合 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。

任意代理人が請求する場合には、委任状その他資格を証明する書類（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印したうえで印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、複写物による提出は認められません。）を添付する。又は②委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり（利用停止・消去・提供の停止）をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止する保有個人情報の範囲及び理由	(利用停止する範囲)
	(理由・説明)
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しない旨の決定をしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
利用停止をしないこととした理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

(教示)

- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報開示利用停止決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
法第102条第1項の規定による決定期限	年 月 日
法第102条第2項の規定により延長する期間	日間 ( 年 月 日まで)
延長の理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	



様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報利用停止決定の期限の特例規定の適用通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	



様

枚方京田辺環境施設組合管理者



保有個人情報ファイルの取扱いの是正の申し出に対する処理結果通知書

年 月 日付けで是正の申し出のあった保有個人情報ファイルの取扱いについては、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第12条第1項の規定により、通知します。

是正の申し出に係る保有個人情報ファイルの取扱いの内容	
求めのあった是正の内容	
処理の内容	
是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



審査請求諮問通知書

年 月 日付けの に対する審査請求について、次のとおり枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称及び請求内容	
審査請求に係る決定内容	
審査請求日	
審査請求の趣旨	
諮問日・諮問番号	
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	



様

枚方京田辺環境施設組合管理者



審査請求に対する採決に基づく個人情報開示決定通知書

あなたに関する情報が含まれた、保有個人情報の開示請求に係る開示決定等について、  
年 月 日付けで提起のありました審査請求に対する採決に基づき、次の  
とおり開示することとしたので通知します。

開示請求年月日	
開示請求に係る保有個人情報 の内容	
開示決定等の内容	年 月 日付け 第 号
開示をすることとした理由	
開示をする日	年 月 日
連絡先	枚方京田辺環境施設組合 電話
摘要	

